

令和7年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鳥栖市社会福祉会館
所在地	鳥栖市元町1228番地1
指定管理者	名 称：社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会 代表者：会長 天野 昌明 住 所：鳥栖市元町1228番地1
モニタリングにあたっての基本方針・方法等	チェックシート、業務報告書
担当部課	健康福祉みらい部地域福祉課 TEL：0942－85－3553 E-mail：c-fukushi@city.tosu.lg.jp

	業務の履行状況	サービスの質	サービス提供の安定性
結果判定	3	3	3

■ モニタリングの総括コメント

鳥栖市社会福祉会館は、身体障害者福祉センター（令和8年4月から障害福祉センターへ改称）、児童センターを合築した施設として在宅障害者の福祉向上と児童の健全な育成を目的として設置されており、更には地域福祉、社会福祉の市の拠点としての役割を担っています。

これらの目的や役割を達成するために、安定的な管理運営と各種講座・小学生教室についての工夫があり、また、子育て支援センターを併設し、市民サービスの向上に努めています。

施設の維持管理についても、市との連携を図りながら適切に実施されています。

総合的に判断して適切な管理運営がされていると判断します。

■ 今後の改善項目等

今後も安全に配慮した施設管理、運営を行うとともに、事業のPRの促進を指導していきます。

モニタリングの基本項目		モニタリング結果の概況と改善項目	サービスレベルの要求水準	サービスレベルの達成状況（実績）
業務の履行状況	事業開催・参加者実績	身障講座を含み必須・自主事業は概ね計画並みであった。	今後も、身障・児童センターの事業について、PRに力を入れ、利用促進を図ること。 また、利用者の意見も聴きながら内容の工夫を行い、新規利用者の拡大を図ること。	コロナ禍後は緩やかな利用状況であり、個々の活動特性に応じた柔軟な運営がなされている。 また、ホームページや社協だよりの広報にて、市民ニーズを捉えた事業実施に努めており、要求水準を達成していると判断する。 【3】
	延べ利用者数	延べ利用者数は、概ね計画並みとなった。		
	稼働率	開館日稼働率は概ね確保された。		
サービスの質の状況	職員サービスや広報等の状況	概ね良好であった。	市民に対し魅力的な講座・教室等を提供するとともに、利用者の利便性や安全性に引続き配慮すること。 定期点検等の報告書を所管課へ提出すること。	利用者に寄り添った施設運営がなされ、適切な対応、サービスの提供ができていていると認識しており、要求水準を達成していると判断する。 【3】
	施設運営上のサービス状況	事業における満足度向上に努める旨指導した。		
サービス提供の安定性の状況	通常サービス業務の収入状況	ほぼ、指定管理料の範囲内であった。	もともと利用料を徴しない施設である。	ほぼ、指定管理料の範囲内で事業を行っており、要求水準を達成していると判断する。 【3】
	サービス業務の支出状況	施設の老朽化に伴い応急的な修繕を施した。		